

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人豊橋技術科学大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人豊橋技術科学大学役員給与規程により、期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・国家公務員法に定める一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員に準拠し、平成24年4月1日において本給表の引き下げ改定を行った。(△0.50%)
・国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程を制定し、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、国家公務員に準拠し、役員の本給月額を、本給月額から本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じ、また、地域手当、広域異動手当、期末特別手当についても100分の9.77を乗じて得た額を減じる改定を行った。

理事

・国家公務員法に定める一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員に準拠し、平成24年4月1日において本給表の引き下げ改定を行った。(△0.50%)
・国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程を制定し、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、国家公務員に準拠し、役員の本給月額を、本給月額から本給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じ、また、地域手当、広域異動手当、期末特別手当についても100分の9.77を乗じて得た額を減じる改定を行った。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

・国立大学法人豊橋技術科学大学役員の給与の臨時特例に関する規程を制定し、平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間、国家公務員に準拠し、非常勤の役員に対する非常勤役員手当は、非常勤役員手当から非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じる改定を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,363	千円 10,942	千円 4,092	千円 328 (地域手当)			※
A理事	千円 12,581	千円 8,629	千円 3,227	千円 258 (地域手当) 465 (通勤手当)			
B理事	千円 12,139	千円 8,629	千円 3,227	千円 258 (地域手当) 24 (通勤手当)			
C理事	千円 10,158	千円 7,183	千円 2,686	千円 215 (地域手当) 72 (通勤手当)		3月30日	◇
D監事 (非常勤)	千円 1,112	千円 1,112	千円 ()	千円 ()			※
E監事 (非常勤)	千円 1,112	千円 1,112	千円 ()	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

〔業務の内容、方法を見直し、効率化、合理化を推進し、常勤職員の適正な管理を行い人件費の抑制に努めている。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
〔昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定については、勤務評価、個人評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇格・降格	昇格: 勤務成績が良好であり、かつ、別に定める昇格基準に達した職員を上位の級に昇格させることができる。 降格: 勤務実績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
昇給	毎年1月1日に、同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて5段階に設定した昇給区分により決定する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

・国家公務員法に定める一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員に準拠し、平成24年4月1日において本給表の引き下げを行った。
平均△0.23% 40歳台後半層: △0.4%、50歳台: 最大△0.5% 若年層: 改定無
平成17年度改定に基づく経過措置額についても引き下げ(△0.49%)

・国家公務員法に定める一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、国家公務員に準拠し、平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整をすることとし、平成24年4月1日においては、30歳未満の職員は最大2号給、30歳以上36歳未満の職員は最大1号給上位の号給とした。

・国立大学法人豊橋技術科学大学職員の給与の臨時特例に関する規程を制定し、平成24年7月1日から平成26年3月31日の間、国家公務員に準拠し、職員の本給、地域手当及び広域異動手当を役職により3段階(4.77, 7.77, 9.77%)、管理職手当は10%、期末手当は一律9.77%を減じる改定を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 293	歳 46.8	千円 7,006	千円 5,176	千円 102	千円 1,830
事務・技術	人 111	歳 43.8	千円 5,316	千円 3,981	千円 121	千円 1,335
教育職種 (大学教員)	人 181	歳 48.7	千円 8,055	千円 5,918	千円 90	千円 2,137
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

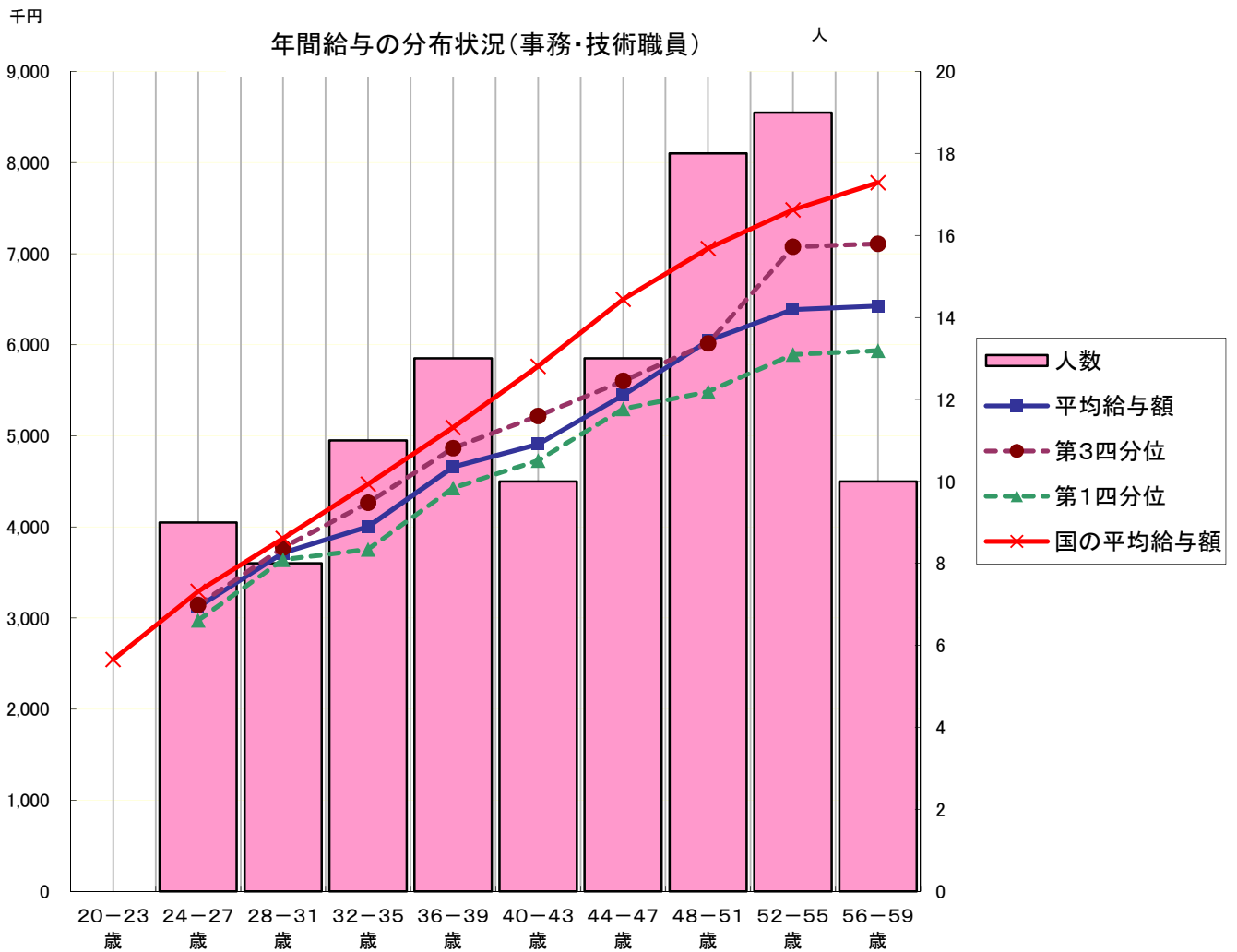
非常勤職員(年俸制)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	42	42.9	5,632	5,632	82	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	40	42	5,688	5,688	71	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師)、再任用職員のうち事務・技術、非常勤職員のうち事務・技術については、該当者が1人又は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3:常勤職員のうち医療職種、教育職種(外国人研究員)、在外職員、任期付職員、再任用職員のうち教育職種、医療職種、その他医療職種、非常勤職員のうち医療職種、その他医療職種、教育職種(外国人研究員)について、該当者がいないため記載を省略。

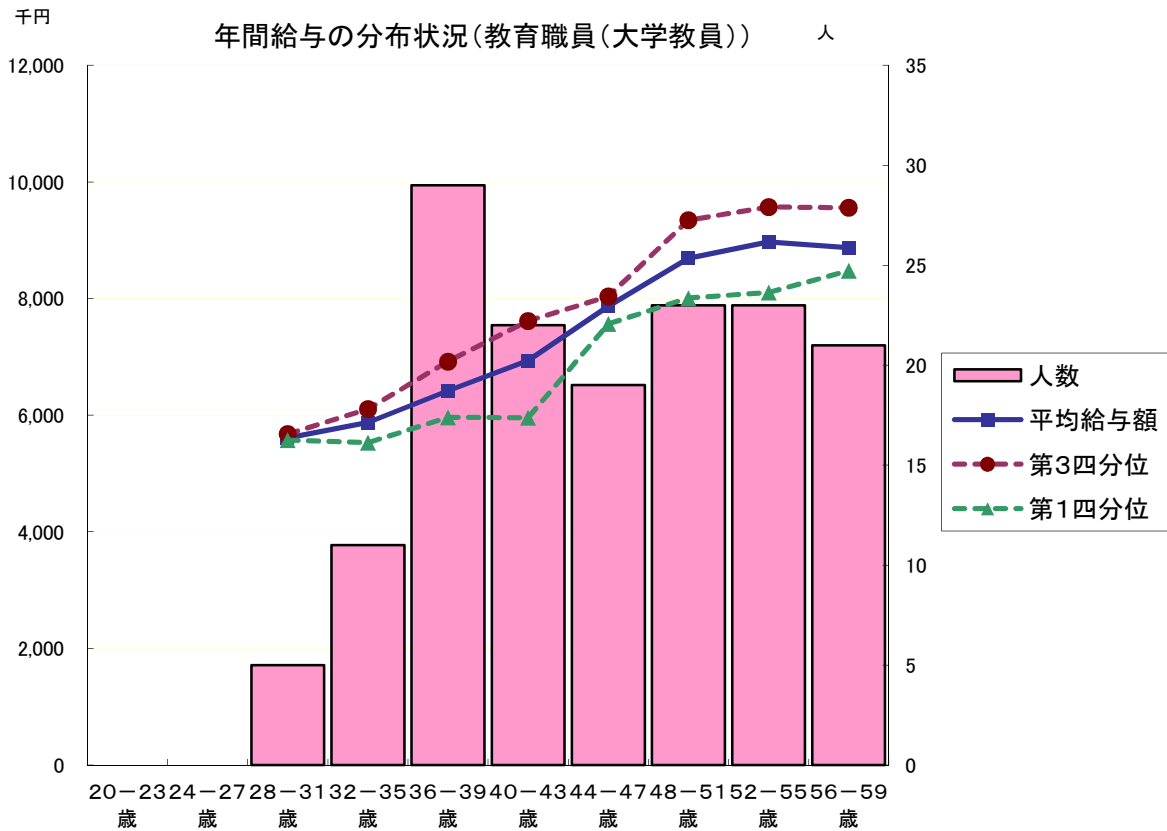
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	1		-			-	
課長	5	54.1	7,148		7,350	7,415	
副課長	8	55.4	6,317		6,837	7,211	
係長	51	47.5	5,298		5,591	5,971	
主任	14	45.6	4,729		4,983	5,441	
係員	32	32.3	3,420		3,745	3,991	



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	71	57.3	9,108	9,888	9,510	9,108	9,888
准教授	64	46.4	7,469	8,080	7,697	7,469	8,080
講師	8	39.6	5,782	7,137	6,570	5,782	7,137
助教	32	36.9	5,646	6,107	5,924	5,646	6,107
助手	6	46.5	4,988	5,368	5,292	4,988	5,368

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長
人員 (割合)	111人	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)	1人 (0.9%)	1人 (0.9%)
年齢(最高 ~最低)		~	~	~	~	~
所定内給与年額(最高 ~最低)		~	~	~	~	~
年間給与額(最高 ~最低)		~	~	~	~	~

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 副課長	副課長 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	人 181	7 (6.3%)	19 (17.1%)	50 (45.0%)	25 (22.5%)	8 (7.2%)
年齢(最高 ～最低)		56～51	58～49	58～36	42～27	27～25
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,545～ 5,198	5,440～ 4,212	4,542～ 3,209	3,529～ 2,594	2,705～ 2,142
年間給与 額(最高～ 最低)		7,415～ 7,106	7,357～ 5,799	6,041～ 4,334	4,579～ 3,420	3,484～ 2,874

7級及び6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定される恐れのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手
人員 (割合)	人 181	該当なし (%)	71 (39.2%)	64 (35.4%)	8 (4.4%)	33 (18.2%)	5 (2.8%)
年齢(最高 ～最低)		～	64～44	64～35	52～30	58～29	56～36
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	8,145～ 5,598	6,664～ 4,181	5,758～ 4,317	4,943～ 3,934	4,007～ 3,320
年間給与 額(最高～ 最低)		～	11,301～ 7,701	9,079～ 5,671	7,914～ 5,679	6,607～ 5,256	5,368～ 4,419

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.0	% 56.5	% 59.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.0	% 43.5	% 40.4
	最高～最低	% 43.8～32.9	% 45.1～42.4	% 44.5～38.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 64.2	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 35.8	% 35.9
	最高～最低	% 42.9～31.7	% 41.4～31.4	% 41.7～31.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 64.1	% 63.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.6	% 35.9	% 36.8
	最高～最低	% 43.6～33.3	% 41.1～33.0	% 42.4～33.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 65.1	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 34.9	% 35.2
	最高～最低	% 43.5～32.8	% 40.2～32.6	% 41.3～32.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

86.7

対他の国立大学法人等

96.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	86.7
	参考	地域勘案 93.2 学歴勘案 86.2 地域・学歴勘案 93.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61% (国からの財政支出額 4,761百万円、支出予算の総額 7,852百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており給与水準は適切である。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)	
	【検証結果】 欠損額を生じないよう、今後も業務運営に努める。	
講ずる措置	支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、対国家公務員の給与水準指数は下回っており、給与水準は適切である。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,387,168	2,544,554	△157,386	(△6.2)	△142,457	(△5.6)
退職手当支給額 (B)	147,850	236,016	△88,166	(△37.4)	82,972	(127.9)
非常勤役職員等給与 (C)	716,121	762,324	△46,203	(△6.1)	△2,322	(△0.3)
福利厚生費 (D)	385,581	395,537	△9,956	(△2.5)	13,943	(3.8)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,636,720	3,938,431	△301,711	(△7.7)	△47,863	(△1.3)

「給与、報酬等支給総額」、「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣に係る費用等を含んでいないため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における常勤及び非常勤の合計額と一致しない。

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の前年度からの主な増減について △6.2%

- ・4月から人事院勧告に準拠し本給表の引き下げを行った。
- ・7月1日から特例法を施行し俸給等の減額を行った。
(役員給与 3,597千円、事務職員給与 41,959千円、教育職員給与 85,220千円)
- ・給与規程に基づき定期昇給、昇格を行った。

②退職手当支給額の前年度からの主な増減について △37.4

- ・退職金支給対象者が14名から9名に減少した。
- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)に準拠し、平成25年1月以降退職者について法人の退職手当規程を改正し調整率を乗じ減額を行った。(事務職員 2,609千円、教育職員 5,146千円)

③非常勤役職員等給与欄に含まれる役職員の前年度からの主な増減について

- ・本法人には非常勤監事が2名在職しており、この給与を7月1日から特例法を適用し175千円の減額を行った。
- ・補助金終了により、リサーチ・アシスタントの雇用を減少し、44,551千円の減額があった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。
- ・役員の退職手当を現行の額に100分の87(平成25年9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92)を乗じて得た額とした。
- ・職員の退職手当を国家公務員に準拠し、100分の87(平成25年1月1日から9月30日までは100分の98、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92)の調整率を乗じて得た額とした。